

| | |
|------------|--|
| 基本施策Ⅱ | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 |
| Ⅱ-Ⅲ | 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向10 | 食の安全安心に関する教育、食育、食育推進の推進 |
| 具体的な取組み | |
| (51)食育の推進 | 「第2次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、実践・推進します。 |
| ①概要 | |
| (健康増進課) | 県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成23年度に策定した県食育推進計画(第2次)を周知するとともに、食育月間、食育の日に合わせた啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行う。 |
| (保健体育課) | 子どもの食生活の乱れ、肥満傾向の増大などによる健康への影響が懸念されるため、栄養教諭を中核として栄養教諭等と連携し、また、学校の内外において、家庭や地域と連携を図り、食育推進のための実践的な取組を実施する。 |
| | また、食育推進のための体制整備等を支援するため、退職栄養教諭・学校栄養職員等からなる「食育支援者」を派遣し、学校給食の充実と学校における食育の推進を図る。 |
| ②推進指標 | |
| ③用語解説 | |
| ④愛媛県食育推進計画 | 食育基本法に基づき、本県では平成19年3月に「愛媛県食育推進計画」を策定。国が第2次食育推進基本計画を新たに策定したことに伴い、本県もこれまでの食育推進の成果と食をめぐる新たな課題を分析整理し、平成24年3月に「第2次愛媛県食育推進計画」を策定した。計画では、前計画の「すべての県民が生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと」の基本理念を引き継ぎ、コンセプトを「周知」から「実践」へと切り変え、生涯食育社会を目指し、えひめの風土にあった農林漁業者等による食育の連携の強化やえひめの地産地消を通じた食育など、えひめらしいものとしている。 |

【平成25年度取組みの評価】
 (健康増進課)
 「食育推進モデル事業」では、毎年3保健所で高校生や中高生を対象にアンケート調査の実施や食育講座等を開催し、各ライフステージに応じた、県民一人ひとりの食育への取り組みの定着に努めた。
 (保健体育課)
 学校における食育の推進については、「子どもの健康を育む総合食育推進事業」において、学識経験者や医療関係者、PTA等をメンバーとする検討委員会を設置し、地域と連携した食育等について検討し、その成果を生かして、現場の教職員が改めて食育について体系的に再確認できる教職員用リーフレット「愛ある食育元気なえひめっ子」や児童生徒の身体状況等に応じた学校給食の提供を支援する学校給食摂取基準算定プログラム等を作成するとともに、実践中心校において具体的な取組みを行い、成果を上げている。
 また、栄養教諭は学校における食育推進の要となることが求められているが、経験の浅い者の指導力向上のため、経験豊富な退職栄養教諭等を派遣し直接指導させることで、経験の浅い栄養教諭の資質の向上が図られた。

| | |
|---|---|
| 【平成25年度事業実施状況】 | |
| ●県民健康づくり運動推進事業費(健康増進課) | ●県民健康づくり運動推進事業費(健康増進課) |
| ●食育推進モデル事業の開催(3保健所が、高校生、専門学校生、企業等を対象に実施。延13回) | ●食育推進モデル事業の開催(3保健所が、高校生、専門学校生、企業等を対象に実施。延13回) |
| ●子どもの健康を育む総合食育推進事業費(保健体育課) | ●子どもの健康を育む総合食育推進事業費(保健体育課) |
| ●子どもの健康を育む総合食育推進事業検討委員会の設置・開催(2回) | ●子どもの健康を育む総合食育推進事業検討委員会の設置・開催(2回) |
| ●食育啓発資料(教職員用リーフレット「愛ある食育元気なえひめっ子」)の作成 10,500部 | ●食育啓発資料(教職員用リーフレット「愛ある食育元気なえひめっ子」)の作成 10,500部 |
| ●学校給食摂取基準算定プログラムの作成 200部 | ●学校給食摂取基準算定プログラムの作成 200部 |
| ●食育推進指導者研修会の実施(1回 参加者 約100名) | ●食育推進指導者研修会の実施(1回 参加者 約100名) |
| ●食育推進事業委託地域の実践 | ●食育推進事業委託地域の実践 |
| ●松山市立新玉小学校(実践中心校) | ●松山市立新玉小学校(実践中心校) |
| ●青のの実現のための実践研究。 | ●青のの実現のための実践研究。 |
| ●食育支援者の派遣 | ●食育支援者の派遣 |
| ●採用2年目の栄養教諭(2校)に退職栄養教諭等の食育支援者(4名)を派遣し、経験の浅い栄養教諭の資質の向上を図るとともに、学校給食の充実、学校における食育の推進を図った。 | ●採用2年目の栄養教諭(2校)に退職栄養教諭等の食育支援者(4名)を派遣し、経験の浅い栄養教諭の資質の向上を図るとともに、学校給食の充実、学校における食育の推進を図った。 |

| 基本施策Ⅱ Ⅱ-iii | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|----|---|---|---|---|-------|---|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 施策の方向10 具体的な取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (52)地産地消の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「えひめ地産地消の日」や「地産地消・愛あるサポーター制度」のPR、サポーターの交流促進、地産地消の実施等により、安全で安心な県内産農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ブランド戦略課) | 毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」や1月24日～30日の「えひめの食材を活用した学校給食週間」の設定及びPR、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度のPR及びサポーター交流促進商談会やえひめマルシェの開催、農林水産団体等が実施する活動の支援などにより、生産者と消費者の連携や安全で安心な地元産品の提供の場づくり等にとりくみ、生産と消費の結びつけを推進する。 (漁政課) 魚食推進プロジェクトチームを結成し、アクションプログラムの策定等魚食普及推進の体制整備、「水産の日」の設定や県産水産物に関する情報発信・収集による啓発、新たな魚食普及推進者の育成と実践活動の場づくりなどを行い、県産魚の普及・消費拡大を行う。併せて、学校給食への県産魚導入の検討を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②推進指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【地産地消・愛あるサポーター登録数】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録数の増加が地産地消の普及活動の指標となる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,850</td> <td>2,202</td> <td>2,276</td> <td>2,302</td> <td>2,315</td> <td>2,352</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | (H20) | (H21) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 目標 | — | — | — | — | 2,000 | — | 2,400 | 実績 | 1,850 | 2,202 | 2,276 | 2,302 | 2,315 | 2,352 | |
| 年度 | (H20) | (H21) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | — | — | — | — | 2,000 | — | 2,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績 | 1,850 | 2,202 | 2,276 | 2,302 | 2,315 | 2,352 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③用語解説 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| 【平成25年度事業実施状況】 | |
| ●地産地消活動推進事業費（ブランド戦略課） | |
| 生産者と消費者の連携、安全で安心な地元産品の提供の場づくり等による生産と消費の結びつけを推進するため、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度PRやサポーター交流促進商談会の開催、地産地消フェアの開催等に取り組んだ。 | |
| ・「地産地消・愛あるサポーター」登録数 2,352件（H26.3月末現在） | |
| ・「えひめの恵み食」の商談会～地産地消・愛あるサポーター交流会」の開催 2月13日 アイテムえひめ小展示場 | |
| ・「えひめマルシェ」開催（7/7,12/21） 県産農林水産物及びこれらを使用した加工品の販売及びPR。 | |
| ・毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」PR | |
| ・学校給食関係者交流会の開催 3月18日 県庁ドーム会議室 学校給食における地産地消の推進について、関係者の連携促進のための交流会 | |

| | |
|--|--|
| ●地産地消促進プロジェクト推進事業（ブランド戦略課） | |
| 県民の幅広い世代に対し、話題性を喚起しながら地産地消意識の向上を図るため、地元の人気テレビ情報番組とコラボし、「愛」あるブランド産品やその生産者、産地、さらにそれらを使ったメニューを提供している。飲食店やレストランを紹介する番組を制作、放送するとともに、地元のタウン誌と連動した、複合的な地産地消推進キャンペーンを展開した。 | |
| ●地産地消流通モデル調査事業（中予地方局産業振興課） | |
| こたわり農産物の生産者と飲食店等との出逢いの場をつくる「中予農産物おみあいプロジェクト」(COP)活動を促進し、やる気のある生産者の所得向上と顔が見える地産地消の推進を図った。 | |
| ・地産地消ビジネス推進会議を開催し、民間主体による継続的運営等について検討した(6/21)。 | |
| ・生産者と飲食店等との交流会を5回(5/23, 7/5, 7/9, 8/29, 3/5)開催し、延べ生産者126件、飲食店等96件の参加があった。 | |
| ・生産者に対するスキルアップ研修として、交渉術(5/23)の研修や飲食店ニーズについてシエフトの意見交換(8/1)を行った。 | |
| ・COP活動の状況をブログやFacebookで情報発信するとともに、タウン情報誌に3回掲載し、PRをおこなった。また、えひめ・まつやま産業まつり(11/23～24)に出展した。さらに、「NezuCOPシー」を作成し、出荷農産物等に貼付した。 | |
| ●県産水産物消費拡大対策事業費（漁政課） | |
| 県産水産物の消費拡大に向け、「水産の日」を設定するなど、県産水産物に関する情報提供や普及啓発活動を積極的に展開した。 | |
| ・魚食普及推進「協働化」プロジェクトの運営 学校給食への魚食普及に向けられた検討 新たな魚食普及推進者の育成方法の検討 | |
| ・「水産の日」の普及・定着 「えひめのおさかな広め隊」によるPR活動の実施 | |
| ・魚食普及PR事業の実施 お魚料理教室等 6回 | |
| ・えひめのお魚レシピ集の製作 その他、県政広報紙や広報番組、マスメディア等を通じた広報・PR | |
| ●漁村女性いきいき活動支援事業費（漁政課） | |
| ・漁村女性による地域の水産物を利用した起業活動を進めるにあたり、ヒト・モノ・販路づくりなどを総合的に支援・指導する中で、安全で安心な加工・販売に向けた衛生管理や表示について周知。 ・セミナーの開催3回 のべ参加者数 80人 | |
| 【平成25年度取組みの評価】 | |
| (ブランド戦略課) | |
| これまで取り組んできた地産地消愛あるサポーターの登録推進や、学校給食への地元食材の導入促進に向けた取組みに加え、幅広い年代層の地産地消の促進に向けて、地元の人気TV情報番組や雑誌との連携によるキャンペーンを展開した結果、より多くの県民に県産食材の魅力やPRすることが出来た。 | |
| また、地産地消流通モデル調査事業では、交流活動等を通じ、新規に生産者39件、飲食店13件が参加し、登録件数は生産者80件、飲食店等49件となった。なお、生産者と飲食店等との間で、新たに45件の取り引きが始まるなど、地産地消の取り組みが増大している。 (漁政課) | |
| 「水産の日」の普及や、魚離れが進む子育て世代の食卓に合ったレシピの集約、東中南予での魚料理教室での魚食普及のPRなど、県産水産物の消費拡大に努めた。 | |
| 今後、引き続き県産水産物に関する情報発信や普及啓発活動を積極的に実施する。 | |

| | |
|--------------|---|
| 基本施策Ⅱ | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 |
| Ⅱ-iii | 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向10 | 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進 |
| 具体的な取組み | |
| (53)食文化の普及推進 | |
| ①概要 | 消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。 |
| ②推進指標 | 食の大切さとそれを支える農業について学び理解を深めるために、消費者や次代を担う子供たちを対象として、地域農産物に関する知識や栽培指導、地域伝統食や行事食等の加工指導を行う食文化普及講座を開催し、地域農産物の利用促進と食文化の普及・継承を図る。 |
| ③用語解説 | 【えひめ食文化普及講座開催回数】 講座回数の維持により、消費者や子供たちに対する食の安全安心や地域における食文化への理解促進の指標となる。 |

| 年度 | (H20) | (H21) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | | | — | — | 50回 | — | 50回 |
| 実績 | 57回 | 57回 | 52回 | 57回 | 44回 | 47回 | |

| | |
|------------------|---|
| 【平成25年度事業実施状況】 | ●えひめ食農教育推進事業費（農産園芸課） 食育基本法が施行され、消費者や次代を担う子供たちが食の大切さとそれを支える農業を学び、理解を深めるため、農作業や郷土料理づくりを通じて、食文化の普及・継承と地域特産農産物の利用促進を図った。 |
| ・えひめ食文化普及講座の開催結果 | |
| 【日程・参加者数】 | 平成25年4月～平成26年3月 県内13地区 延47回 延1,784名参加 |
| 【開催内容】 | ・学童、一般消費者、地域住民等を対象にした地域の味や農村食文化の普及・伝承 ・地域農産物を利用した郷土料理や加工品の紹介と普及 |
| 【平成25年度取組みの評価】 | 学童を中心に一般消費者も含めて、地域特産品を利用した郷土料理づくりを通じて、食の大切さ及び食の原点である農業の意義を広く伝えることができた。 |

| | |
|---------------------|---|
| 基本施策Ⅱ | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 |
| Ⅱ-iii | 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向10 | 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進 |
| 具体的な取組み | |
| (54)小学校等での出張食育教室の実施 | |
| ①概要 | 関係団体等を連携し、学校教育現場での食育教室や料理教室を実施します。 愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、県内小学校等で食育教室や料理教室を実施する。 |
| ②推進指標 | 【食育教室開催回数】 開催回数は、食の安全に関する教育、食育の推進状況の指標となる。 |
| ③用語解説 | |

| 年度 | (H20) | (H21) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | | | — | — | 50回 | — | 50回 |
| 実績 | 46回 | 59回 | 52回 | 57回 | 57回 | 64回 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 【平成25年度事業実施状況】 | ●愛媛県酪連と連携し、ゼロ予算事業（畜産いのちと食の教育支援事業）で実施（畜産課） 愛媛県酪農業協同組合連合会や県内PTA組織等と連携し、県内小学校等で食育教室や体験学習を実施した。 |
| 参加数：県内小中学校及び特別支援学校 | 64校 |
| 内容：牛乳・乳製品の栄養や機能、料理の紹介、牛模型による搾乳体験等 | |
| 【平成25年度取組みの評価】 | 原産・生徒へ牛乳の重要性や牛乳の知識及び理解を伝えることで、県内小中学校等で、食育教室を開催し、食やいのちの大切さを学ぶとともに、食に関する正しい知識と食の安全安心への取り組みについて理解が図られている。 今後も学校等からの要望を受け、関係団体と県が協働し、「いのち」と「食」をテーマとした教育を実施していく。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 基本施策Ⅱ Ⅱ-iii | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向10 具体的な取組み | 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進 |
| (55)栄養教諭による食に関する指導の推進 | 小中学校等に栄養教諭を配置し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用定進に努めます。 |
| ①概要 | 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについて教材等の内容と関連させた指導を行う。 |
| ②推進指標 | 【学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)】 学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をよびとくとともに、郷土への愛着を深めるという教育的効果を有するため、学校における食に関する指導の充実の指標となる。 |
| ③用語解説 | — |
| 【平成25年度事業実施状況】 | ●栄養教諭の配置(保健体育課) ・98名(県内20市町及び一部の県立学校に配置) ●栄養教諭公開授業(保健体育課) ・6月の「食育月間」及び11月の「えひめ教育月間」に県内6カ所で、栄養教諭による食に関する公開授業を実施 ・実施校の保護者及び校区の住民等また報道機関にも公開した。 |
| 【平成25年度取組みの評価】 | 学校給食における地場産物の使用割合は、一貫して向上し、食育の推進が図られている。引き続き、地場産物の使用割合を維持するとともに、学校における食育の推進に努めることとしていく。 |

| | |
|--|---|
| 基本施策Ⅱ Ⅱ-iii | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向11 具体的な取組み | 自主回収報告制度の普及 |
| (56)自主回収報告制度の普及促進 | 食品関連事業者への自主回収報告制度の普及を図るため、講習会等により内容等の周知を行うとともに、報告にあたっての注意点をまとめた手引きを作成し、広く配布することにより、円滑な報告を促進します。 |
| ①概要 | えひめ食の安全・安心情報ホームページやパンフレット等により、制度を広く周知するとともに、事業者に対しては、保健所の講習会等で周知を図るとともに、手引きを配布し、報告書の作成にあたっての助言等を行う。 |
| ②推進指標 | 【自主回収情報の提供件数】 提供件数の増加により制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。 |
| ③用語解説 | 《自主回収報告制度》 当制度における「自主回収」は、食品関連事業者が県内において生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した「食品等」について、同事業者が自ら食品関連運送法令違反又はそのおそれがあることに気づき、自らの判断で回収を決定し、着手することをいう。 条例第22条に、事業者が自主回収する場合、県へその旨報告しなければならぬ旨規定されている。 |
| 【平成25年度事業実施状況】 | ●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) ・平成21年10月に開始した「自主回収報告制度」について、広く周知するとともに各保健所及び自主回収の対象となる各食品関連運送法令の担当課と連携のうえ、適切に制度を運用した。 ・平成25年度県内事業者による自主回収件数:11件(うち県保健所8件、松山市保健所3件) ※いずれも適切に回収措置が行われた。 (回収製品) 菓子、弁当、食肉、鶏卵、つゆ 等 (主な回収理由) ・賞味期限・消費期限表示の誤記 ・製造所固有記号の記載漏れ ・賞味期限切れ商品の販売 ・規格基準違反 ・カビの発生 等 |
| ※松山市管内における自主回収報告制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。 | |
| 【平成25年度取組みの評価】 | ホームページや各種講習会等を活用して制度を周知する等、制度の普及に努め、不良食品の流通防止に寄与した。 推進指標である「提供件数」は、すでに目標を上回る11件で、制度の浸透が図られていると考えられるが、一方で不良食品の流通という看過できない状況の顕在化でもあるため、今後も監視指導に努めていく。 |

| | |
|----------------------|--|
| 基本施策Ⅱ Ⅱ-iii | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向11 具体的な取組み | 自主回収報告制度の普及 |
| ①概要 | <p>(57)自主回収報告内容の迅速な情報提供 食品関連事業者から報告された回収情報については、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。</p> <p>提供を受けた自主回収情報については、迅速にえひめ食の安全・安心情報ホームページ等で公表するとともに、関係自治体(県外)へもメールやファックスにより情報提供を行う。</p> |
| ②推進指標 | |
| ③用語解説 | <p>《自主回収の公表等》 条例第23条に、提出された自主回収報告の内容について速やかに公表するとともに、関係行政機関へ情報提供するよう規定されている。</p> |
| 【平成25年度事業実施状況】 | |
| ●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) | <p>県内事業者から報告のあった自主回収情報について、緊急食品情報提供システムにより、各保健所(食品衛生協会各支部)や食品関連事業者へ情報提供を行うとともに、えひめ食の安全・安心情報ホームページへ掲載した。</p> <p>回収対象商品が、県外に流通している場合には、関係自治体に対し、迅速な情報提供を行った。</p> |
| 【平成25年度取組みの評価】 | <p>条例の規定に基づき、速やかな公表及び関係機関への情報提供に努めることにより、回収の促進に寄与することができた。今後も県が広く周知することにより、製品の回収効率を高めるとともに、食品の安全安心に関する正確な情報を提供する事業者と消費者との信頼感を一層高めしていく。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 基本施策Ⅱ Ⅱ-iii | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向12 具体的な取組み | 自主回収への協力の推進 |
| ①概要 | <p>(58)自主回収着手事業者への指導等 自主回収の円滑な実施を図るため、自主回収着手事業者に対し、回収対象食品等の撤去等作業を行う小売業者や卸売業者等(以下「自主回収協力事業者」という。)へ速やかな情報提供や協力依頼を行うなど、緊密な連携を図るよう指導を行います。</p> <p>自主回収にあたり、着手事業者が行うべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、講習会等で周知を図るとともに、着手報告書提出時にも助言等を行う。</p> |
| ②推進指標 | |
| ③用語解説 | |
| 【平成25年度事業実施状況】 | |
| ●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) | <p>自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、着手報告書の記載方法や回収作業の円滑な実施(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、指導、助言等を行った。</p> |
| 【平成25年度取組みの評価】 | <p>食品関連事業者に講習会等を活用して周知するとともに、着手報告書提出時にも助言を行う等、着手事業者への指導を実施することにより、円滑に制度を運用することができた。今後も引き続き丁寧な指導、助言を行っていく。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 基本施策Ⅱ Ⅱ-iii | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向12 | 自主回収への協力の推進 |
| 具体的な取組み | (59)自主回収協力事業者への助言等 自主回収の円滑な実施を支援するため、自主回収協力事業者に対し、必要な助言等を行います。また、食品関連事業者への講習会等を通じて、自主回収にあたっての関係事業者間の連携等について啓発を行います。 |
| ①概要 | 着手事業者からの依頼を受け、実際に回収等作業を行う小売店舗等に対し、保健所から円滑な回収方法等に関する助言等を行うとともに、講習会等により、制度の周知を図る。 |
| ②推進指標 | |
| ③用語解説 | 《自主回収への協力》 条例第24条に、食品関連事業者は、他の事業者による自主回収に対し、必要な協力をするよう努める旨規定されている。 |

| | |
|----------------|---|
| 【平成25年度事業実施状況】 | ●食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） ・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、小売店舗等との連携した自主回収について、指導、助言等を行った。 |
| 【平成25年度取組みの評価】 | 食品関連事業者に講習会等を活用して周知するとともに、着手報告書提出時には、小売店舗等との連携した自主回収の実施方法について助言・指導を行い、円滑な制度運用に努めた。今後引き続き丁寧な指導、助言を行っていく。 |

| | |
|----------------|---|
| 基本施策Ⅱ Ⅱ-iii | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 消費段階における安全安心の確保 |
| 施策の方向13 | 危害情報の申出制度の普及 |
| 具体的な取組み | (60)危害情報申出制度の周知 危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等で制度の内容及び申出先（窓口）をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を行います。 |
| ①概要 | 県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページや講習会等で制度について広く周知するとともに、相談窓口の連絡先等についてもホームページやパンフレットに掲載し、申しやすい環境を整備する。 |
| ②推進指標 | |
| ③用語解説 | 《危害情報申出制度》 条例第25条に、県民は、健康危害のおそれのある食品に関する情報を県に申し出ることができる旨規定されている。 |

| | |
|----------------|---|
| 【平成25年度事業実施状況】 | ●食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） ・平成21年10月に開始した「危害情報申出制度」について、周知用チラシやえひめ食の安全・安心情報ホームページへ申出先等掲載するなど、制度の円滑な運用を図った。 |
| 【平成25年度取組みの評価】 | ホームページや各種講習会等を活用して制度を周知し、申しやすい環境整備に努めた。今後機会を捉えて制度を周知し、制度を普及する。 |

| 基本施策Ⅱ | 生産から消費に至る食の安全安心の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|----------------|-------|-------|------|-----|-----|-----|-----|----|--|--|---|---|-----|---|-----|----|---|----------------|-----|-----|------|-----|--|
| Ⅱ-Ⅲ | 消費段階における安全安心の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の方向13 | 危害情報の申出制度の普及 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 具体的な取組み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (61)危害情報への迅速な対応 | <p>県民から申出のあった危害情報に対し、該当食品関連施設への速やかな立入調査や改善指導等を実施するとともに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧にご回答いたします。申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①概要 | <p>保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設へ調査を行い、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。 なお、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行い、調査を依頼する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②推進指標 | <p>【危害情報申出制度対応件数】 件数の維持により対応活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> <td>—</td> <td>65件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>0</td> <td>26件 (10~3月)</td> <td>83件</td> <td>56件</td> <td>105件</td> <td>92件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | (H20) | (H21) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 目標 | | | — | — | 20件 | — | 65件 | 実績 | 0 | 26件 (10~3月) | 83件 | 56件 | 105件 | 92件 | |
| 年度 | (H20) | (H21) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標 | | | — | — | 20件 | — | 65件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績 | 0 | 26件 (10~3月) | 83件 | 56件 | 105件 | 92件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③用語解説 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成25年度事業実施状況】 | <ul style="list-style-type: none"> ●食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） ・危害情報の申出を受けた保健所において、該当食品関連施設等へ速やかに立入調査を行い、必要に応じて改善指導等を実施した。また、立入調査の結果等について、申出者に対し説明を行った。 （主な申出内容：食品を原因とする体調不良の訴え、原因究明及び施設指導依頼。） ・平成25年度危害情報申出件数：92件（うち県保健所19件、松山市保健所73件） <p>※松山市管内における危害情報申出制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成25年度取組みの評価】 | <p>申出を受けた保健所において、速やかな立入調査、改善指導及び申出者への丁寧な説明を実施し、食の安全安心の確保及び食中毒未然防止につなげた。 推進指標である「対応件数」は、目標を大きく上回る92件となり、制度普及の効果が表れていると考えられるが、一方で不良食品の流通という看過できない状況の顕在化でもあるため、今後も監視指導に努めていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |